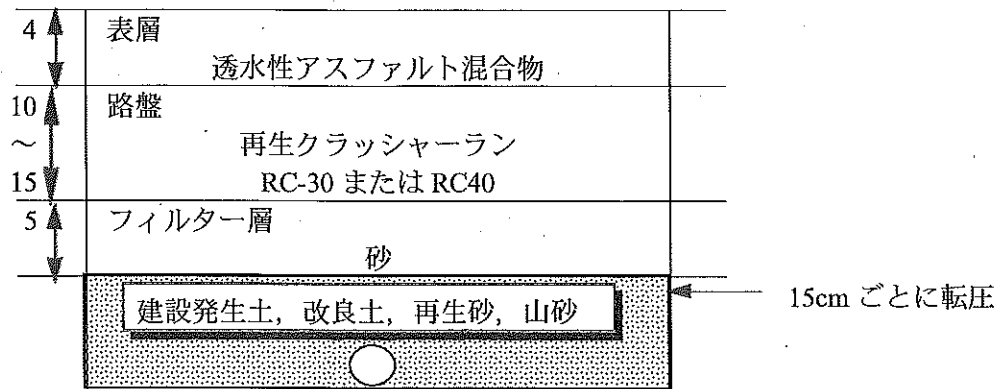
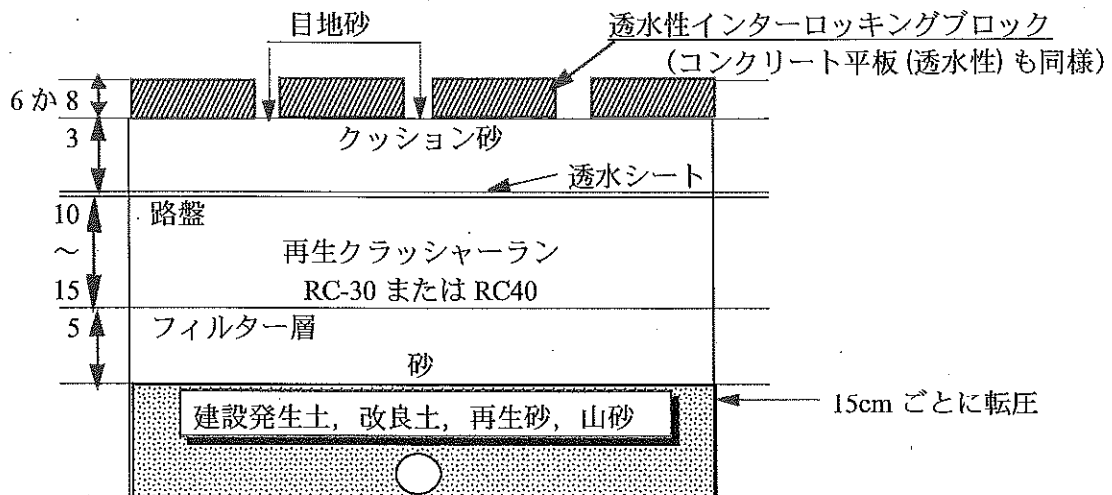


2 歩道舗装復旧構成

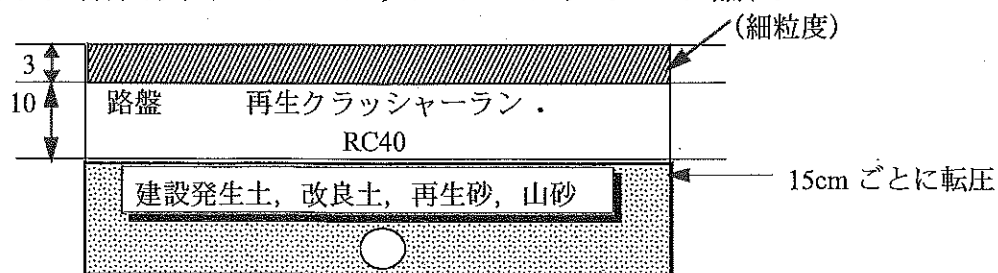
(1) アスファルトコンクリート舗装（透水性）



(2) インターロッキングブロック舗装もしくはコンクリート平板舗装



(3) 透水性舗装以外のアスファルトコンクリート舗装



- (注) 1 歩道の復旧は、原形復旧を原則とする。原形が不明確な場合は、上記(1)から(3)のいずれの方法で復旧をするか、別途職員が指示する。
- 2 歩道の復旧平積は現場立会により復旧を要する部分を決定する。(掘削巾+実影響巾)
- 3 掘削土砂をそのまま利用することが不適当である場合を除いて、掘削土砂をそのまま埋め戻すことを承認すること。
- 4 車両出入口部や特殊な場合(軟弱地盤)の舗装構造については、別途職員の指示によること。
- 5 透水性舗装を施工する際に、路盤上のプライムコート、表層と基層の間のタックコートは、雨水の浸透を阻害するので設けないこと。